

○三田市教育委員会会議傍聴規則

昭和33年8月9日

教委規則第3号

改正 平成元年3月25日教委規則第2号

平成14年3月29日教委規則第1号

平成27年3月27日教委規則第3号

(許可)

第1条 三田市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

(平27教委規則3・一部改正)

(不許可)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 傍聴席満員後、傍聴しようとする者
- (4) 前3号のほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

(平元教委規則2・平27教委規則3・一部改正)

(禁止行為)

第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談論又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

2 教育長は、前項の規定を守らないものには戒告を加え、なお改めないものには退場を命ずる。

(平27教委規則3・一部改正)

(退場)

第4条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(平27教委規則3・一部改正)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(平14教委規則1・全改、平27教委規則3・一部改正)

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年7月1日から適用する。

(三田市教育委員会傍聴人規則の廃止)

2 三田市教育委員会傍聴人規則(昭和31年三田町教育委員会規則第2号)は、廃止する。

付 則(平成元年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年教委規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成27年教委規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(三田市教育委員会会議傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の三田市教育委員

会会議傍聴規則第1条、第2条第4号、第3条第2項、第4条及び第5条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の三田市教育委員会会議傍聴規則第1条、第2条第4号、第3条第2項、第4条及び第5条の規定は、なおその効力を有する。